解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

山口県萩市大字須佐四七八八番地

有限会社江崎屋

清算人　大谷　信弘

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

愛媛県松山市南高井町一四〇九番地六

有限会社伊須建設

清算人　伊須　保喜

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

福岡市博多区博多駅前三丁目七番一五号

有限会社庄野ビル

清算人　庄野　圭子

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

福岡県久留米市御井町一九七三番地の三

丸三タクシー有限会社

清算人　中島　敏幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一三八四番地一

有限会社アガリエ

代表清算人　東江　辰雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一三八四番地一

株式会社セフティライフサービス

代表清算人　東江　辰雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年三月二十八日開催の通常総会の決議により、平成二十七年十一月二十七日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

千葉県袖ケ浦市上泉一四四三番地

袖ケ浦市上泉永吉土地改良区

代表清算人　切替　良寛

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十七年十一月二十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

東京都千代田区三番町六番二号

財団法人21世紀日本委員会

代表清算人　今野　由梨

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年二月十九日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

新潟県新潟市北区西名目所五五〇七番地一

西名目所土地区画整理組合

代表清算人　近藤　耕一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

大阪府茨木市安威二丁目一一番七号

宗教法人安威キリスト教会

清算人　森　義人

連絡先　大阪市東淀川区下新庄三丁目五番四―四〇五号

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年一月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢三地割四四三番地　農事組合法人貝沢野酪農組合

清算人　照井　郁

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年二月十六日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月七日

新潟県長岡市新保二丁目二七番二三号

新保中央土地区画整理組合

代表清算人　日山　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市大正町八六五番地、最後の住所栃木県足利市伊勢町四丁目二二番地一三

被相続人　亡　齋藤　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋嶋　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市上郷六二七一番地二、最後の住所茨城県つくば市島名一六五五番地一（香取台Ｂ三九街区一）

被相続人　亡　竹田美佐子

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市日在二一〇五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　児山　春敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスＫ二〇二　渡辺智志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市三河屋新田一一番地の一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　木南　晴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七　島野ゆかり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　亮佑